２　前項の規定による尋問については、書面又は電磁的記録の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。

［３　略］

（傍聴人の退廷）

第二百二条　裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。）で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

（電磁的記録の取調べの方法・法第三百七条の二）

第二百三条の三　裁判長は、請求により電磁的記録の取調べをするについてその内容を朗読させる場合において、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の朗読に代えて、その取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にその内容の要旨を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

２　裁判長は、職権で電磁的記録の取調べをするについてその内容を朗読させる場合において、訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の朗読に代えて、自らその内容の要旨を告げ、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを告げさせることができる。

（簡易公判手続による場合の特例・法第三百七条の三）

第二百三条の四　簡易公判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条、第二百三条の二及び前条の規定は、適用しない。

（閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等）

第二百七条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、弁護人が法第四十条第一項若しくは第四十条の二第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し、若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物（以下この条において「証拠書類等」という。）に記載され又は記録されている個人特定事項（法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり、閲覧又は視聴の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

２　検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、証拠書類等の抄本（証拠書類等の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該証拠書類等に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該証拠書類等に記録されている事

２　前項の規定による尋問については、書面の内容が証人の供述に不当な影響を及ぼすことのないように注意しなければならない。

［３　同上］

（傍聴人の退廷）

第二百二条　裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七条の五第二項に規定する措置を採る場合並びに法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

［新設］

（簡易公判手続による場合の特例・法第三百七条の二）

第二百三条の三　簡易公判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、第百九十八条、第百九十九条及び前条の規定は、適用しない。

（閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等）

第二百七条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり、閲覧の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

２　検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。